



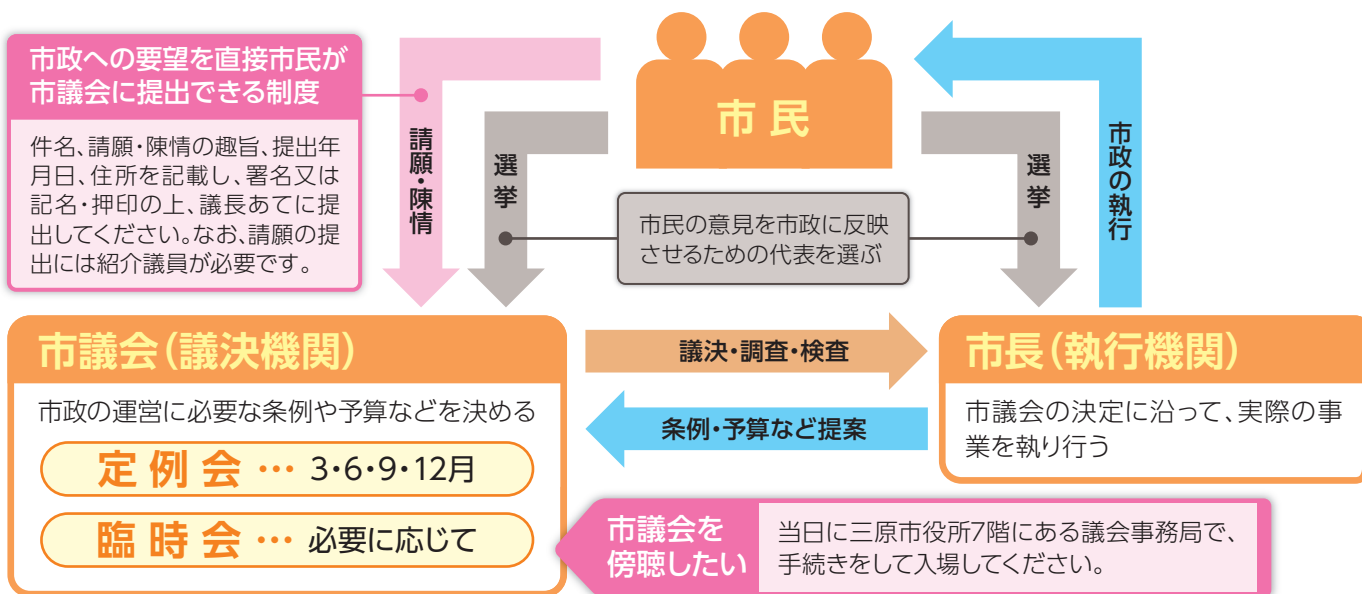
議会・選挙

市議会

☎ 議会事務局 ☎0848-67-6137

市議会のしくみ

市議会議員と市長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。市民の声を反映した、よりよいまちづくりをめざして、それぞれの役割と権限を尊重しながら、市政の方針を決定しています。



- ▶ 市議会には、常任委員会などを設置し、条例や予算などの議案や請願の審査を行なっています。
- ▶ 議案は原則として過半数で決定されます。 ▶ 定例会及び臨時会は市長が招集します。

選挙

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎0848-67-6140

選挙権

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

対象者 選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。 ▶ 満18歳以上の日本国民 ▶ 転入の届出をした日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記載されていること。	登録の時期は、次のとおりです。 定時登録 毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、同日に登録します。 選挙時登録 選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。	選挙の管理・執行・種類 ▶ 国政選挙 - 衆議院議員選挙・参議院議員選挙 ▶ 地方選挙 - 県知事選挙・県議会議員選挙・市長選挙・市議会議員選挙 ▶ 最高裁判所裁判官国民審査
---	---	--

●こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事などで投票日に投票できない人	期日前投票所	期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なります。お住まいの地域に関係なく、どなたでも投票できます。
不在者投票	市外に滞在しているなどの理由で、投票日や期日前投票の期間中に投票できない人	他の市区町村や指定病院など	滞在先で不在者投票ができます。希望する人は選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。指定病院や老人ホームなどの不在者投票施設に入院・入所している人は、施設で不在者投票ができます。
郵便等投票	「身体障害者手帳」「介護保険被保険者証」などをお持ちの人で一定の要件に該当する人	自宅など	郵便等投票証明書を交付されている人は、郵便等投票ができます。郵便等投票証明書の交付には事前に申請が必要です。